

放送大学学園旅費規程

平成15年10月1日
放送大学学園規程第18号

改正 平成16年3月31日、平成18年3月27日・9月11日、平成19年3月30日、平成19年4月17日、平成20年3月25日、平成22年3月9日・3月24日、平成24年7月17日、平成30年3月19日、平成31年4月26日

第1章 総則

(旅費の支給)

第1条 放送大学学園（以下「学園」という。）の役員又は職員が業務のため旅行する場合には、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

(旅行命令)

第2条 旅行は、理事長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令によって行わなければならない。

第3条 旅行命令権者は、業務の円滑な遂行を図るため必要があり、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り旅行命令を発することができる。

第4条 旅行命令（変更及び取消を含む。）は、別表第1の1（学習センターにあっては別表第1の2）に定める旅行命令伺書によって行う。

(旅費の種類)

第5条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び渡航諸費とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ実費額等により支給する。
- 6 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
- 10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
- 11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
- 12 渡航諸費は、外国への旅行に伴う諸費について、実費額により支給する。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合には、実際の経路及び方法によって計算する。

- 2 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては600キロメートル（ただし、新幹線利用の場合は、1,000キロメートル）、水路旅行にあっては300キロメートル、陸路旅行にあっては75キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を越えることができない。
- 3 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第7条 旅行者が同一地域（本邦にあっては市町村の存する地域（特別区の存する地域にあっては特別区の存する全地域）をいい、外国にあってはこれに準ずる地域をいうものとする。）に滞在する場合における旅行雑費及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して30日を超える場合には、その超える日数について定額の9割に相当する額、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の8割に相当する額とする。

2 同一地域に滞在中、一時他の地に旅行した日数は、前項の滞在日数から除算する。

（旅費の請求手続）

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払に係る旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者は、別表第2の1から第2の3に定める旅費請求書（当該精算額が概算払に係る旅費額と同一である場合には、別表第3に定める旅費精算請求書）に必要な書類を添えて、出納主任（学習センターにおいて前渡資金により支給を受けた場合は資金前渡主任）に提出するものとする。

第9条 概算払に係る旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した場合は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、当該旅行を完了した日の翌日から起算して2週間以内に当該旅行について旅費の精算をするものとする。

第10条 出納主任（学習センターにおいて前渡資金により支給した場合は資金前渡主任）は、前条の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに、当該過払金を返納させるものとする。

第2章 内国旅行の旅費

（鉄道賃）

第11条 鉄道賃の額は、その乗車に要する旅客運賃のほか、次の各号に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

一 急行料金を徴する線路による旅行をする場合には、急行料金

二 役員が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、特別車両料金

三 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、座席指定料金

2 役員に随行する職員（以下「随行職員」という。）が特に特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする必要がある場合には、特別車両料金を支給することができる。

3 第1項第1号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

一 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

二 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

4 第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

（船賃）

第12条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び特別船席料金その他船室の特別設備を利用するための料金による。

一 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員にあっては、上級の運賃

ロ 10級以下3級以上の職員にあっては、中級の運賃

ハ 2級以下の職員にあっては、下級の運賃

二 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員及び5級以上の職員にあっては、上級の運賃

ロ 4級以下の職員にあっては、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

四 役員が特別船席料金その他船室の特別設備を利用する場合には、前3号に規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）

2 随員職員が特に運賃の等級を3又は2階級に区分する船舶による旅行を、若しくは特別船席料金その他船室の特別設備を利用する必要がある場合には、上級の運賃又は前項第1号から第3号までに規定する運賃のほか、当該料金（寝台料金を除く。）を支給することができる。

3 第1項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第14条 車賃の額は、バスの運賃による。ただし、業務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情によりバスの運賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、次の各号に規定する額による。

一 タクシー等を利用する場合にあっては、実費額

二 自家用車を使用する場合にあっては、1キロメートルにつき37円

（旅行雑費）

第15条 旅行雑費の額は、1日につき1,500円とする。

（宿泊料）

第16条 宿泊料の額は、1夜につき10,000円とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第17条 食卓料の額は、1夜につき3,000円とする。

2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

（移転料）

第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第4の定額による額

二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同額の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

（着後手当）

第19条 赴任に伴い住所又は居所を移転した場合には、第16条第1項に規定する宿泊料の額の5夜分に相当する額を支給する。ただし、旅行者が勤務地に到着後直ちに職員宿舎、国家公務員宿舎又は自宅に入る場合は、宿泊料の額の2夜分に相当する額を支給する。

（扶養親族移転料）

第20条 赴任の際扶養親族を随伴する場合（第18条第1項第3号に規定する場合を含む。）の扶養親族移転料の額は、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、赴任を命ぜられた日における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額とする。

一 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳未満6歳以上の者については、一に規定する額の2分の1に相当する額

三 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、二人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 前項の規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前2項の規定を適用する。

第3章 外国旅行の旅費

(鉄道賃)

第21条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員にあつては、最上級の運賃

ロ 3級以上の職員にあつては、最上級の直近下位の級の運賃

ハ 2級以下の職員にあつては、ロの直近下位の級の運賃

二 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員にあつては、上級の運賃

ロ 職員にあつては、下級の運賃

三 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃

2 随員職員が特に運賃の等級を3以上の又は2階級に区分する線路による旅行をする必要がある場合には、それぞれ最上級又は上級の運賃を支給することができる。

3 役員が、業務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、第1項に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給する。

4 随員職員が特に業務上の必要により特別の座席の設備を利用する必要がある場合には、第1項に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃を支給することができる。

5 業務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、第1項に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金を支給する。

(船賃)

第22条 船賃の額は、現に支払った旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

2 役員が、業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃を支給する。

3 随員職員が、業務上の必要によりあらかじめ旅行命令権者の許可を受け特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、第1項に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃を支給することができる。

(航空賃)

第23条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）による。

一 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃

イ 役員及び副学長にあつては、ビジネスクラス又はそれに相当する運賃

ロ 副学長を除く職員にあつては、エコノミークラス又はそれに相当する運賃

二 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃。

2 役員及び副学長が、特別の座席の設備を利用した場合には、前項に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃を支給する。

(車賃)

第24条 車賃の額は、実費額による。

(旅行雑費、宿泊料及び食卓料)

第25条 旅行雑費及び宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第5の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の場合における旅行雑費の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、第1項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 食卓料の額は、別表第5の定額による。

4 第16条第2項及び第17条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。

(移転料)

第26条 赴任の際扶養親族(赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下本条において同じ。)を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴する場合の移転料の額は、移転前の住所又は居所から勤務地までの路程に応じた別表第5の定額(以下本条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

一 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人をこえる者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

二 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として理事長が定める場合には、その運賃の額を参酌して、定額(前号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下本号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する範囲内においてそれぞれ理事長が定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 第20条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

(着後手当)

第27条 着後手当の額は、勤務地の存する地域の区分に応じた別表第5の宿泊料の額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第28条 赴任の際理事長の許可を受け、扶養親族を移転前の住所又は居所から勤務地まで随伴するときは、扶養親族移転料を支給する。

2 前項の扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

一 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

二 12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

三 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第20条第2項及び第3項の規定は、前2項の規定による移転料の額の計算について準用する。

(渡航諸費)

第29条 渡航諸費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

第4章 雑則

(旅費の調整)

第30条 旅行命令権者は、この規程による旅費を支給した場合に、旅行の性質上又は特別の事情により不当に旅行の実費をこえた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、この規程による旅費を支給した場合に、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により実費を支弁することができない場合においては、その必要とする部分の旅費を支給することができる。

(委員等の取扱い)

第31条 理事長の委嘱にかかる各種の委員会の委員、その他学園の業務のために旅行命令権者の依頼に応じて旅行する者は、次の各号に掲げるところにより学園の役員又は職員とみなして、この規程を適用する。この場合において、「旅行命令」とあるのは「旅行依頼」と、「旅行命令伺書」とあるのは「旅行依頼伺書」と読み替えるものとする。

一 評議員にあつては、理事長

二 客員教授にあつては、9級

三 客員准教授にあつては、7級

四 非常勤講師にあつては、6級

五 前各号以外の者にあつては、理事長が定める役員又は職員の級

2 前項に規定する学園の業務のために旅行命令権者の依頼に応じて旅行する者のうち、海外の研究者(海外の大学、研究所その他教育研究機関に所属し、又は海外に居住する者であつて、本邦に住所又は居所を有しない者で放送大学の教育研究に必要な者)を本邦に招へいする場合においては、本邦到着の日から出発の日までの日数に応じ、滞在費として1日につき15,000円を支給するものとする。この場合において、旅行雑費及び宿泊料については支給しない。

(教育職本給表の適用を受ける職員にかかる読み替え)

第32条 放送大学学園職員給与規則(平成15年放送大学学園規則第7号)に定める教育職本給表の適用を受ける職員について、第12条第1項、第21条第1項、別表第4及び別表第5の各級に相当する級については別に定める。

(その他)

第33条 この規程に定めるもののほか、学園の旅費の支給に関しては、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)及び関係附属法令の定めるところに準じ、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月11日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月17日)

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月9日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月17日）

この規程は、平成24年7月17日から施行する。

附 則（平成30年3月19日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日）

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

別表第1の1

起案番号第		号							
旅 行 命 令 依 頼 伺									
理 事 長	理 事	事 務 局 長	主 管 部 長	所 属 課 長	所 属 係 長	起 案 者	決 裁 年 月 日		
							起 案 年 月 日		
下記のとおり命令依頼してよろしいか伺います。									
所属部課名 役 職 名				住 所 (又は居所) 級 氏 名					
用 務 出 発 地 用 務 先 旅行期間 (自 年 月 日 至 年 月 日 日間)				概 算 払			精 算 払		
				年 月 日	金 額	年 月 日	金 額		
					円		円		
				旅費の出途					
旅行者の 認 印		取 扱 者							

別表第1の2

起案番号第		号					
旅 行 命 令 依 頼 伺							
所 長	事 務 長	総 務 係 長	所 属 係 長	起 案 者	決 裁 年 月 日	起 案 年 月 日	
下記のとおり命令依頼してよろしいか伺います。							
所 属 役 職 名			住 所 (又は居所) 氏 名				
用 務 出 発 地 用 務 先 旅行期間 (自 至 年 月 日 日間)				概 算 払		精 算 払	
				年 月 日	金 額	年 月 日	金 額
					円		円
				旅費の出途			
				旅行者の 認 印			

別表第2の1 (旅費の請求)

旅 費 概 算 請 求 書

放送大学学園出納主任・ 資金前渡主任					請求者	所属部課 (又は所属団体)					役	職	職務の級	氏	名								
概 算 額					精 算 額					追 給 額			返 納 額										
円					円					円			円										
年月 日	出発地	経路	到着地	宿 泊 地	鉄 道 賃					船 賃					航空 賃	車 賃		旅行雑費		宿 泊 料		食 卓 料	
					路程	運賃	急行 料金	その 他	計	路程	運賃	寝台 料金	その 他	計		定額	実費 額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	円	円	日	円	夜	円	夜	円
計															km								
																	円						
渡 航 諸 費				上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日										備 考									
円				上記の金額を領収しました。 年 月 日 氏名 ㊟																			

別表第2の2（赴任に伴う旅費の請求）

旅 費 概 算 請求書
精 算

放送大学学園出納主任 殿				請求者		所属部課				役 職				職務の級		氏 名				出納主任印			
																印							
概 算 額					請 算 額					追 給 額					返 納 額								
年月日	出発地	経路	到着地	宿泊地	鉄 道 賃					船 賃					航空賃	車 賃		旅行雑費		宿泊料		食卓料	
					路程	運賃	急行料金	その他	計	路程	運賃	寝台料金	その他	計		定額	実費額	日数	定額	夜数	定額	夜数	定額
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	夜	円
計																							
移転料	路程		定額		既給額		差引額		着後手当	宿泊料		合計											
	km		円		円		円			夜		円		円									
扶養親族移転料	区 分		人 数		鉄道賃		船 賃		航空賃		車 賃		旅行雑費		宿泊料		食卓料		着後手当		計		
	十二才以上		人		円		円		円		円		円		円		円		円		円		
	六才以上 十二才未満																						
	六才未満																						
計																							
上記のとおり旅費を請求します。										年 月 日		備		年 月 日付採用									
上記の金額を領収しました。										年 月 日		考		移転料路程 移転後住所									
氏名										印													

別表第2の3（海外の研究者を本邦に招へいする場合の旅費の請求）

旅 費 概 算 精 算 請 求 書

放送大学学園出納主任・ 資金前渡主任 殿					請求者	所属部課（又は所属団体）					役	職	職務の級	氏 名								
														⑩								
概 算 額					精 算 額					追 給 額					返 納 額							
円					円					円					円							
年月 日	出発地	経路	到着地	宿泊 地	鉄 道 賃					船 賃					航空 賃	車 賃		滞 在 費		食 卓 料		
					路程	運賃	急行 料金	そ の 他	計	路程	運賃	寝台 料金	そ の 他	計		定額	実 費 額	日数	定額	夜数	定額	
					km	円	円	円	円	km	円	円	円	円	円	km	円	日	円	夜	円	
計															km							
															円							
渡 航 諸 費				上記のとおり旅費を請求します。 年 月 日										備 考								
			円	上記の金額を領収しました。 年 月 日 氏名 ⑩																		

別表第4 内国旅行の旅費

移転料

区分	鉄道 50 キロメ ートル 未満	鉄道 50 キロメ ートル 以上100 キロメ ートル 未満	鉄道100 キロメ ートル 以上300 キロメ ートル 未満	鉄道300 キロメ ートル 以上500 キロメ ートル 未満	鉄道500 キロメ ートル 以上 1,000キ ロメー トル未 満	鉄道1,000 キロメ ートル以上 1,500キ ロメー トル未 満	鉄道1,500 キロメ ートル以上 2,000キ ロメー トル未 満	鉄道2,000 キロメ ートル以上
理事長	153,000 円	177,000 円	218,000 円	269,000 円	356,000 円	375,000 円	401,000 円	465,000 円
理事、監 事及び9 級以上の 職員	126,000 円	144,000 円	178,000 円	220,000 円	292,000 円	306,000 円	328,000 円	381,000 円
8級以下 6級以上 の職員	107,000 円	123,000 円	152,000 円	187,000 円	248,000 円	261,000 円	279,000 円	324,000 円
5級以下 の職員	93,000 円	107,000 円	132,000 円	163,000 円	216,000 円	227,000 円	243,000 円	282,000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって鉄道1キロメートルとみなす。

別表第5 外国旅行の旅費

1 旅行雑費、宿泊料及び食卓料

区分	旅行雑費(1日につき)				宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜につき)
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	
理事長	9,400 円	7,900 円	6,300 円	5,700 円	29,000 円	24,200 円	19,400 円	17,400 円	8,000 円
理事、監事 及び9級以上の職員	8,300 円	7,000 円	5,600 円	5,100 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	15,500 円	7,700 円
8級以下6級以上の職員	7,200 円	6,200 円	5,000 円	4,500 円	22,500 円	18,800 円	15,100 円	13,500 円	6,700 円
5級以下3級以上の職員	6,200 円	5,200 円	4,200 円	3,800 円	19,300 円	16,100 円	12,900 円	11,600 円	5,800 円
2級以下の職員	5,300 円	4,400 円	3,600 円	3,200 円	16,100 円	13,400 円	10,800 円	9,700 円	4,800 円

備考

1 表中の「指定都市、甲地方、乙地方及び丙地方」とは次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定都市 シンガポール、ロス・アンジェルス、ニュー・ヨーク、サン・フランシスコ、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブ・ダビー、ジェッダ、クウェイト、リアド及びアビジャンの地域。
- (2) 甲地方 北米地域、欧州地域、中近東地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でアゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロヴァキア、スロヴェニア、タジキスタン、チェッコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国、モルドヴァ、ユーゴスラヴィア、ラトヴィア、リトアニア、ルーマニア及びロシアを除いた地域。
- (3) 乙地方 大洋州地域として2で定める地域及び指定都市、甲地方並びに丙地方の地域以外の地域(本邦を除く。)
- (4) 丙地方 アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域及び南極地域として2で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域でインドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー及びマレーシアを含む。)、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ボルネオ及び香港並びにそれらの周辺の島しよを除いた地域。

2 1に規定する「北米地域、欧州地域、中近東地域、大洋州地域、アジア地域(本邦を除く。)、中南米地域、アフリカ地域、南極地域」とは、次の各号に規定する地域とする。

- (1) 北米地域 北アメリカ大陸(メキシコ以南の地域を除く。)、グリーンランド、ハワイ諸島、バミューダ諸島及びグアム並びにそれらの周辺の島しよ(西インド諸島及びマリアナ諸島(グアムを除く。))を除く。)
- (2) 欧州地域 ヨーロッパ大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モルドヴァ及びロシアを含み、トルコを除く。)、アイスランド、アイルランド、大ブリテ

ン、マルタ及びサイプラス並びにそれらの周辺の島しよ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)

- (3) 中近東地域 アラビア半島、アフガニスタン、イスラエル、イラク、イラン、クウェイト、ヨルダン、シリア、トルコ及びレバノン並びにそれらの周辺の島しよ
- (4) 大洋州地域 オーストラリア大陸及びニュー・ジーランド並びにそれらの周辺の島しよ並びにポリネシア海域、ミクロネシア海域及びメラネシア海域にある島しよ(ハワイ諸島及びグアムを除く。)
- (5) アジア地域(本邦を除く。) アジア大陸(アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、トルクメニスタン、ベラルーシ、モンドヴァ及びロシア及び3号に定める地域を除く。)、インドネシア、フィリピン及びボルネオ並びにそれらの周辺の島しよ
- (6) 中南米地域 メキシコ以南の北アメリカ大陸、南アメリカ大陸、西インド諸島及びイースター並びにそれらの周辺の島しよ
- (7) アフリカ地域 アフリカ大陸、マダガスカル、マスカレーニュ諸島及びセイシェル諸島並びにそれらの周辺の島しよ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を除く。)
- (8) 南極地域 南極大陸及び周辺の島しよ

3 船舶又は航空機による旅行(外国を出発した日及び外国に到着した日の旅行を除く。)の場合における旅行雑費の額は、丙地方につき定める定額とする。

2 移転料

区分	理事長	理事、監事及び 9級以上の職員	8級以下6級 以上の職員	5級以下の職員
鉄道 100 キロメートル未満	175,000 円	141,000 円	116,000 円	95,000 円
鉄道 100 キロメートル以上 500 キロメートル未満	233,000 円	188,000 円	154,000 円	126,000 円
鉄道 500 キロメートル以上 1,000 キロメートル未満	331,000 円	269,000 円	220,000 円	180,000 円
鉄道 1,000 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満	416,000 円	338,000 円	276,000 円	226,000 円
鉄道 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満	525,000 円	425,000 円	348,000 円	285,000 円
鉄道 2,000 キロメートル以上 5,000 キロメートル未満	644,000 円	521,000 円	428,000 円	350,000 円
鉄道 5,000 キロメートル以上 10,000 キロメートル未満	711,000 円	575,000 円	471,000 円	386,000 円
鉄道 10,000 キロメートル以上 15,000 キロメートル未満	775,000 円	628,000 円	514,000 円	421,000 円
鉄道 15,000 キロメートル以上 20,000 キロメートル未満	840,000 円	680,000 円	556,000 円	456,000 円
鉄道 20,000 キロメートル以上	906,000 円	734,000 円	601,000 円	493,000 円

備考 路程の計算については、水路及び陸路 1 キロメートルをもって鉄道 1 キロメートルとみなす。